

ゴルフ場利用税の堅持を求める意見書

ゴルフ場利用税は、都道府県税として納付され、その7割がゴルフ場の所在市町村にゴルフ場利用税交付金として交付されている。平成28年度決算における全国の総計は459億円に上り、そのうち市町村への交付額は325億円である。

本市における交付金額は、平成29年度決算額で7300万円余であり、複数のゴルフ場を抱える本市にとっても、行政サービスに要する貴重な財源の1つとなっている。

現在、地方自治体は、医療・介護などの社会保障、社会資本の老朽化への対応、子育て支援、教育などにおいて果たすべき役割が年々増大しており、これらの課題解決のための財源の確保が必要不可欠となっている中、ゴルフ場利用税交付金は、安定した財源として非常に重要である。

また、国は地方創生の推進のため、地方自治体に自主自立した財政基盤を確立し、安定かつ継続性のある行財政運営を求めているが、ゴルフ場利用税交付金は地方自治体の貴重な財源となっており、これを廃止することは、地方創生に逆行する動きである。

よって国においては、ゴルフ場利用税がゴルフ場所在市町村にとって重要な財源であることを改めて認識していただき、現行制度を堅持していただくよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年9月11日

富 士 市 議 会